

平成19年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科  
法曹実務専攻(法科大学院)

法学既修者認定試験問題  
入学試験(B日程) 第2次選抜(論述試験)問題  
(問題は共通です)

# 刑 法

配点 100点

時間 90分

※ 試験開始の合図があるまで、  
この問題冊子の中を見ないこと。

## 平成 19 年度 B 日程入試問題・既修者認定試験問題

### 問題 1

次の事案に関して、以下の質問に答えなさい。

- 1 Aは、夜間ビールを 1 本飲んで帰宅途中、材木店の資材置き場と接する路上で、酩酊したB女とこれをなだめていたXが揉み合ううち、Bが尻もちをついたのを目撃した。
- 2 Bは客に面倒を掛けがちなスナックのホステスで、酔って帰る途中で足がもつれて、その夜同行していた客のXに面倒をかけていたのであった。
- 3 Xは、特段の運動歴もない風体の上がらない 50 歳のサラリーマンだった。
- 4 Aはそのとき、Bが「やめて。助けて。」と言ったのを、耳にした。
- 5 そのため、Aは、XがBに暴行を加えているものと誤解し、Xのところに駆け寄ると、無言で肩を強く押した。
- 6 Xは、不意に押されたため倒れ、顔を資材置き場の柵にぶつけて、軽い出血を伴う擦り傷を負った。
- 7 しかし、Xは、「何だ、この野郎」と憤慨して言いながら、すぐに立ち上がり、Bを守ろうとXの方を睨みつけ両手をやや前に向けるような格好で一步前へ踏み出したAから、二の手を加えられる前にと思って、Aの胸部を思いっきり前蹴りで蹴り飛ばした。
- 8 Aは、後方に倒れ、後頭部を強く地面に打ちつけた。
- 9 Aは頭蓋骨骨折で加療 40 日を要した。

(1) Xの刑事責任を論じなさい。

(2) 段落 7 の事実が、本文とは異なり、次のようにあった場合、Xの刑事責任を論じなさい。

- 7 しかし、Xは、しばらくして立ち上がり、Aの不意な攻撃に反撃するつもりで、AがBを気遣ってしゃがんで話しかけているところを、Aの肩口目がけて蹴り飛ばした。

## 問題 2

つぎの事案を読み、事実①に記載された行為について、Xの刑事責任を論じなさい（特別法上の罪を除く）。

### 【事案】

#### 〔事実①〕

Xは、2月20日午後0時過ぎ、自動車運転免許を有しないのに、自動車に乗って路上を運転していたところ、交通検問にあい、最寄りの派出所で警察官から取調を受けることとなった。Xは、戸籍上の名前を「A」といい、本籍地は甲、生年月日は昭和42年5月10日であったが、警察官には、自己の氏名を「B」、本籍地を乙、生年月日は昭和45年2月15日であると告げた。Xは、警察官が、交通事件原票を作成する際に、同原票中の「道路交通法違反現認報告書のとおり違反をしたことは相違ない」という趣旨の記載のある供述書部分の氏名欄に、署名と押印をするよう求められた。そのとき、Xは、氏名欄に「B」と記載し、その下に自己の指印を押して、同書面を警察官に渡した。

#### 〔事実②〕

Xは、かつて、窃盗罪により懲役6年に処せられ、刑務所で刑に服したが、受刑開始から約1年後に刑務所から逃走し、種々の偽名を用いて逃亡生活を送っていた。そのうち、Xは、建築会社を設立することになり、その際、義弟であるBに頼んで、Bの氏名を借用することとした。Xは、それ以後3年余りに渡ってBの氏名を使用し、本件犯行当時には、「B」の氏名は、少なくともXが居住する地域一帯を中心とした丙県南部及びXが設立した建築会社の取引関係という範囲においては、Xを指称するものとして通用していた。

なお、Xが警察官に告げた本籍地、生年月日は、いずれも義弟であるBのものであった。